

宇部市SDGs未来共創企業登録制度 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多くの市内企業等がSDGsの視点を企業活動に積極的に取り入れることで「持続可能なまちづくり」の推進を目指す「宇部市SDGs未来共創企業登録制度（以下、「登録制度」という。）」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制度の趣旨)

第2条 SDGsの達成に寄与する市内企業等の取組内容を「見える化」し、SDGsを推進する共創のパートナーとして認定することで、市内企業へのSDGsの理解を深めるとともに、当該企業の企業価値の向上を図り、本市の掲げる「持続可能なまちづくり」、「共創のまちづくり」を推進する。なお、この要綱において、「宇部市SDGs未来共創企業」とは「宇部市長の登録を受け、SDGs達成に向けて企業価値の向上等を図ろうと取り組む市内企業等」をいう。

(登録対象者)

第3条 登録制度の登録対象者は、次の号に掲げる全ての要件に該当する者とする。ただし、市長が登録の対象者として適当でないと認める場合においては、この限りでない。

- (1) 宇部市内に事業所等を置く法人、その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は個人事業主であること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 市税の滞納をしていないこと。
- (4) その他、公序良俗に反する行為及び法令違反がないこと。

(登録要件)

第4条 前条の登録（以下「登録」という。）に必要な要件については、次の各号のとおりとする。

- (1) SDGs達成に向け、既に実施している又は申請後1年以内に実施する具体的な取組を示していること。
- (2) 前号に掲げる取組が、地域の課題解決にどのように関係するか、どのよう

に地域の課題解決に資するか具体的に示していること。

(3) S D G s 達成に向けた取組方針及び重点的な取組を宣言していること。

(登録)

第5条 登録の申請は、宇部市S D G s 未来共創企業登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) S D G s 達成に向けた取組チェックシート(様式第2号)

(2) S D G s 達成に向けた宣言書(様式第3号)

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、申請の内容が前条の登録要件を満たすと認めるときは、当該申請をした市内企業等を宇部市S D G s 未来共創企業として登録するとともに、宇部市S D G s 未来共創企業登録証を交付する。

3 市長は、前項の登録をした際、宇部市S D G s 未来共創企業に対して、自社ホームページでの取組内容の公表を促すとともに、市ウェブサイト等において公表するものとする。

(S D G s 達成に向けた取組の報告)

第6条 宇部市S D G s 未来共創企業は、少なくとも登録期間の各年度の末日までに、その進捗状況を確認するものとし、市長が指定するウェブサイトにおいて第5条第1項各号に規定する内容を更新することにより、市長へ報告するものとする。

(登録の変更)

第7条 宇部市S D G s 未来共創企業は、その所在地又は名称に変更が生じたときは、宇部市S D G s 未来共創企業登録内容変更申請書(様式第4号)を市長へ速やかに提出するものとする。

(登録の辞退)

第8条 宇部市S D G s 未来共創企業は、登録の辞退をしようとするときは、宇部市S D G s 未来共創企業登録辞退届(様式第5号)を市長へ提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 市長は、宇部市S D G s 未来共創企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

(1) 宇部市S D G s 未来共創企業登録証が不正に使用された場合

(2) 市内企業等としての活動実態がないと判断される場合

(3) その他市長が登録の取消しが適当と認めた場合

2 市長は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた市内企業等へ通知するものとする。

(登録の期限及び更新)

第10条 宇部市SDGs未来共創企業登録証の有効期限は3年とし、登録の起算日は登録日の属する年度の初日から起算する。

2 登録の更新を受けようとする宇部市SDGs未来共創企業は、宇部市SDGs未来共創企業登録更新申請書(様式第6号)に第5条第1項に規定する書類を添付して市長に提出するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、総合政策部連携共創推進課において所掌する。

(補足)

第12条 この要綱に規定するもののほか、宇部市SDGs未来共創企業登録制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月29日から施行する